

(公印省略)
障第30386-6号
令和2年2月28日

各障害児通所支援事業者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応のため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が行われるのに伴い、放課後等デイサービス事業所等における取扱いを、下記のとおりとします。各事業所においてはご確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

記

（児童発達支援・放課後等デイサービス共通事項）

○障害児通所支援事業所は、感染の予防に十分留意した上で原則開所。

○別添「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚労省事務連絡）」のとおり、幼児児童生徒の受入れに当たって、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。

○人員基準について、利用児童の安全を第一に考え、人員基準を満たすように配慮。ただし、新型コロナウイルス感染症に対する対応等、やむを得ない事情がある場合は、サービス提供時間を通じて、直接処遇職員の職種は問わず配置することを可能とする。

（例）実利用児童10人の場合

→人員基準：児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 2人以上

今回の取扱い：児童指導員1人、指導員1人でも可

○加配加算等については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等、やむを得ない事情により、加配職員等を配置できない場合でも、現行の届出どおり算定することを可能とする。

○上記の、人員基準及び加配加算等に係るやむを得ない事情については、事業所は記録に残しておくこと（実施指導等で確認します。）。

（放課後等デイサービスのみ）

○開所時間（サービス提供時間）については、可能な限り長時間とするなどの対応をする

こと。運営規程の変更届等は届出は不要。

○実利用人数は、1日あたり定員に対して150%までを目安に受入れを可能とする。

○臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合は、休業日扱いで基本報酬を算定してよいこと（平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）問69参照）。

（適用期間）

○今回の取扱いは、令和2年3月2日から当面の間、適用する。取扱いの終了時期については、別途通知する。